

【アメリカ】シェアリング・エコノミーに関する連邦取引委員会の報告

2016年11月、連邦取引委員会（FTC）は、「シェアリング・エコノミー：基盤、参加者、規制者が直面する課題」と題する報告書を発表した。Uber（配車サービス）、Airbnb（民泊）に代表されるシェアリング・エコノミーとは、インターネットとアプリケーションを通して、物やサービスの提供者が利用者と直接契約を結ぶもので、既に多くの利用があり、今後爆発的な増加が予想されている。この報告書は、2015年6月のFTCの公開ワークショップ及び約2,000件の公募意見を基にまとめられた。報告書は4章から成り、第1章では現状の分析、第2章では利用者によるコメント、評価などのサービスの信頼性を確保する仕組み、第3章では消費者保護、社会の安全の維持などの観点で必要とされる規制及び規制と成長のバランスについて述べ、第4章では配車サービス及び民泊を例に、既存のサービスとの競合、必要な規制について言及している。（海外立法情報調査室・原田 圭子）
・<https://www.ftc.gov/reports/sharing-economy-issues-facing-platforms-participants-regulators-federal-trade-commission>

【アメリカ】21世紀の治療法の制定

2016年12月13日、「21世紀の治療法」（21st Century Cures Act, P.L.114-255）が制定された。下院（12月1日）、上院（12月7日）とも圧倒的多数で可決されたこの法律は、全13編236か条から成り、医療に関して様々な規定を盛り込んだ包括的なものとなっている。法律は、オバマ政権の優先課題である、がん撲滅プロジェクト、アルツハイマーなどの脳疾患研究及び精密医療イニシアティブ（遺伝子情報、個々の生活環境などの違いを考慮した医療のためのプロジェクト）のために、国立衛生研究所（NIH）に2017年からの10年間で総額48億ドル（約4992億円）の予算を認めたほか、医療用麻薬（オピオイド）の乱用対策のために、保健福祉省（HHS）に2年間で10億ドル（約1040億円）を計上した。また、精神疾患医療の制度改革について規定している。さらに、食品医薬品局（FDA）の新薬及び医療機器の承認プロセスを迅速化することも定められたが、これには安全性と有効性の担保に課題があるとの批判もある。（海外立法情報調査室・原田 圭子）
・<https://www.congress.gov/114/bills/hr34/BILLS-114hr34enr.pdf>

【アメリカ】残業代支払規則の仮差止め

労働省は、2016年5月21日に残業代支給対象を拡大する行政規則の改正を発表し、その施行を12月1日としていた。行政規則では、1週間に40時間を超える労働に通常の時給の1.5倍の残業代が支払われるが、管理職等については適用が除外される（ホワイトカラー・エグゼンプション）。今回の改正により、適用除外となる条件のうち、俸給水準が年棒23,660ドル（約246万円）から年棒47,476ドル（約494万円）に引き上げられ、約420万人が新たに支給対象となるとされていた。しかしながら21の州及び55以上の団体が負担増を理由に、この規則に対して訴訟を起こしていた。11月22日、テキサス連邦地方裁判所は、俸給水準の引上げ幅が約2倍と大きく、行政規則で定められる権限を超えているとの理由で仮差止め命令を下し、これにより、12月1日からの施行は延期された。これに対して労働省は、12月1日、第5巡回区控訴裁判所に対して控訴手続を進める通知を提出したと発表した。（海外立法情報調査室・原田 圭子）
・<https://www.dol.gov/featured/overtime>

【カナダ】アスベスト禁止をめぐる連邦政府・議会の動き

欧州諸国や日本などではアスベスト規制が進んでいるが、カナダでは、いまだアスベストの輸入や使用が行われており、カナダ国内の報道によれば、年間 2,300 人以上がアスベストに関連した疾病を発症しているという。2016 年 5 月、トルドー首相は、連邦政府として、今後、アスベスト禁止に向けた対策を進めていくと述べており、連邦議会でも、同年 11 月から 12 月に、アスベスト問題に関する 2 本の議員提出法案（C-321、C-329）が提出された。これらは、いずれも「1999 年カナダ環境保護法」（Canadian Environmental Protection Act, 1999: S.C.1999, c.33）を一部改正する法案である。内容はほぼ同様であり、同法が規定する使用禁止物質としてアスベストを加え、アスベスト及びその含有製品の製造・使用・販売・輸入等を禁じるものである（いずれも 12 月時点では実質審議の開始に至っていない）。なお、連邦政府は、同年 12 月 15 日、アスベスト及びその含有製品について、2018 年までに製造・使用・輸出入等を禁止する方針を発表した。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・“Liberals drag their heels on promise to ban on asbestos,” *The Globe and Mail*, October 11, 2016.

・ http://news.gc.ca/web/article-en.do?nid=1169979&tp=1&_ga=1.18804409.1404542475.1482014212

【カナダ】電子たばこの販売等を規制するたばこ法改正案

カナダ連邦政府の調査によれば、同国では、15 歳以上の国民の 13%が電子たばこを喫煙したことがあるとされており、特に未成年者の健康に及ぼす影響が問題となっている。2016 年 11 月 22 日、「たばこ法」（Tobacco Act: S.C.1997, c.13）及び関連法を改正する政府提出法案（S-5）が上院に提出された。法案は、本則 85 か条と別表、注記から成るが、ここでは、たばこ法改正案の主な箇所を紹介する。法案は、同法の対象として電子たばこを追加し（第 3 条第 3 項）、未成年者や非喫煙者の健康を電子たばこの害から保護することを法律の目的に追加している（第 5 条）。また、法案の主な目的である電子たばこの製造・販売等の規制については、製造業者に対し、カフェインなどの成分を含む商品の製造や販売を禁じる（第 13 条）ほか、未成年者の関心を引くような広告による商品の宣伝を禁じ（第 36 条）、また、商品が菓子や果実等の香りを含むと表示した包装を用いて、商品の宣伝又は販売をしてはならないことなどを定めている（第 38 条）。（海外立法情報課・鈴木 滋）

・ http://www.parl.gc.ca/content/hoc/Bills/421/Government/S-5/S-5_1/S-5_1.PDF

【EU】不法滞在者の第三国送還のための共通渡航文書に関する規則

有効な滞在資格を有さずに加盟国に滞在する域外第三国国民に対し、当該加盟国が送還を決定したにもかかわらず、国外への退去が進まないケースが数多く発生している。欧州委員会によると、送還の決定に対し実際に退去が実現した割合は、2014 年には 4 割を下回っている。送還を円滑に進めることを目的として、加盟国共通の「送還のための欧州渡航文書」について定める規則が 2016 年 11 月 13 日に官報で公布された（Regulation(EU)2016/1953）。文書は、送還先への片道の渡航において使用されるもので、同規則では、文書の記載事項（氏名、生年月日、性別、国籍、写真、発行機関、発行日、文書の有効期間等）とそのひな形、記載の言語を規定するとともに、偽造や改ざんを防止するための技術的仕様を確保することや、文書が無料で発行されること等を定めている。渡航文書の共通化により、第三国による認証を容易にし、加盟国・第三国双方の事務上の負担を軽減し、送還までの期間を短縮することを目指している。（海外立法情報課・島村 智子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016R1953>

【EU】紛争鉱物規制に関する規則案

紛争地域の武装集団への資金供与につながる鉱物資源（紛争鉱物）の取引を防止することを目的として、EU では、鉱物資源のサプライチェーンの透明性を改善するための措置が模索されてきた。これについて 2016 年 11 月 22 日、欧州議会、EU 理事会及び欧州委員会は、紛争鉱物の規制に関する規則案（COM(2014)111final）に合意した。規則案は、すず、タンタル、タングステン及び金について、2021 年 1 月 1 日以降、加盟国の輸入者に対し、経済協力開発機構（OECD）の指針に基づき原産地に関する調査・情報開示を行うことを義務付ける。当初の規則案は、「責任ある輸入者」としての自己認証制度に任意で参加する輸入者を対象としていたが、審議を経て大多数の輸入者に対する義務とされることとなった。規則案は、EU の輸入者のうち少量の輸入者を除く 95%以上に適用されるものとみられている。なお、対象となる原産地は紛争地域及び危険度の高い地域とされ、具体的な国・地域名は限定されていない。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20161122IPR52536/20161122IPR52536_en.pdf

【EU】民間航空分野における規則の改正案

欧州議会の運輸・観光委員会は 2016 年 11 月 10 日、民間航空分野の共通ルール及び欧州航空安全機関（EASA）の設置に関する規則案（COM(2015)613final）の修正案を採択した。同規則案は、2008 年の規則に代わり、民間航空の安全管理に関する要件や EASA の機能等を定めるもので、無人航空機（ドローン等）に関する規定が盛り込まれている。現在、150kg 未満の無人航空機の飛行規制については各加盟国の対応に委ねられているが、ドローンの飛行に関し、安全面及びプライバシーの保護等に対する懸念が生じていることから、EU レベルで初めて共通の規則の制定を目指すものである。域内の基準を統一することにより、ドローン関連技術・製品の開発を促進する目的も有している。規則案では、ドローンの製造、保守、操作等について基本原則を定め、技術的な詳細規定については EASA が別途作成することとされている。今後、EU 理事会、欧州議会及び欧州委員会による調整を経て、2017 年前半の正式な採択が目指されている。

（海外立法情報課・島村 智子）

・ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-16-4123_en.htm

【イギリス】EU 離脱に係る議会承認をめぐる判決

イギリスの EU 離脱について、高等法院は 2016 年 11 月 3 日、EU 条約第 50 条の規定に従って政府が離脱手続を開始するためには、議会承認が必要との判決を下した。高等法院は、同年 6 月の国民投票の結果はあくまで勧告的なもので、イギリスの EU 加盟資格の根拠は議会が欧州共同体加盟を認めた 1972 年欧州共同体法であるため、この法的根拠を撤廃するには議会立法が必要との見方を示した。この結果を受け、政府は、特に外交においては政府が国王大権を委任されていること、国民投票の根拠規定である 2015 年国民投票法の、離脱する場合には EU 条約第 50 条に基づき政府が通知を行うという規定等を理由に、最高裁に上訴した。最高裁での審理は、12 月 5 日から 8 日まで行われ、審理結果は年明けに判明する見込みである。メイ首相は、議会の承認なしに 2017 年 3 月末までに離脱通知を行い、EU 側と交渉開始する考えを表明していたが、最高裁の判決によっては交渉入りの時期を大幅に修正せざるを得なくなる可能性がある。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <https://www.supremecourt.uk/news/article-50-brexit-appeal.html>

【イギリス】高等教育及び研究法案

2016年5月19日、高等教育及び研究法案（Higher Education and Research Bill）が下院に提出された。この法案は、同年5月公表の、高等教育改革に関する政府の新たな政策をまとめた高等教育白書に基づくもので、従来高等教育分野において監督と助成金配分の役割を担ってきた教育省傘下の「イングランド高等教育ファンディング・カウンシル（HEFCE）」を始めとした関連諸機関の機能を統廃合し、「学生局（Office for Students）」と「UK 研究イノベーション（UK Research and Innovation）」の2機関を新設することを主な内容とする。学生局は、HEFCE に代わり、高等教育分野の監督機能を担う。UK 研究イノベーションは、HEFCE が担ってきた助成金の配分機能に加えて、プロジェクト・ベースの公的研究助成を行ってきた複数の公的機関の機能を併せ持つ。法案は2016年11月21日に下院で可決されており、12月現在、上院で審議中である。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/highereducationandresearch.html>

【イギリス】ホームレス削減法案

2016年6月29日、新たな住居が定まっていない養護施設退所者や刑務所出所者等のホームレス危惧者（threatened with homelessness）への早期支援の充実と、保護対象の範囲拡大を目的としたホームレス削減法案（Homelessness Reduction Bill）が下院に提出された。ホームレスの数は増加しており、2015年には前年比30%増の3,569人が路上生活を送るホームレスであるとされる。法案は、ホームレスの居住に関して定めた1996年住宅法（Housing Act 1996, c.52）第7部を改正するものであり、①ホームレス危惧者の定義を「28日後までにホームレスになるおそれのある者」としていたところを「56日後までに」とすること、②自治体によるホームレス支援に関して、ホームレス危惧者のうち、妊婦や高齢者、障害者等の「優先すべき人」以外に対しても、状況を調査し適格者に支援を行うこと、③養護施設退所者のホームレス化を防止するために複数の自治体間で連携し合うこと等を規定する。法案は2016年12月現在、下院で審議中である。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://services.parliament.uk/bills/2016-17/homelessnessreduction.html>

【フランス】21世紀の司法改革

一般市民が関わる裁判手続の迅速化や現代社会の新たな課題への対応のために司法改革を行い、市民の司法への期待と信頼を回復することは、オランダ政権が当初から取り組んだ課題である。2016年11月21日、その成果として「21世紀の司法近代化の法律」が制定された。まず市民生活レベルの改革として、従来家族事件裁判官の審判が必要であった協議離婚は双方の代理人が署名した合意内容が公証人役場へ登録されれば15日後から発効すること、性同一性障害者が戸籍上の性別の変更を申請する場合に医師の診断書を必要としないこと等の改正が行われた。交通法規関係では、従来軽罪裁判所で裁定されていた無免許又は無保険運転を罰金刑とすること等が規定された。また、テロ・難民対策における行政権による身柄拘束の増加を背景に、拘束を制御する自由・拘留裁判官について、任命権を大臣会議に格上げすると共に、権限を強化した。その他、団体訴訟権の拡張、自己破産手続の簡素化、裁判所の管轄整理等が規定された。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/11/18/JUSX1515639L/jo/texte>

【フランス】ドローンの使用を規制する法律

フランスはドローンの普及台数がヨーロッパで最も多い国であるが、近年の私的利用の急増、高性能化、重要施設上空の侵犯事件の続発等に対し法規制を強化する必要性が高まったため、2016年10月24日、「ドローン民間利用の安全性強化に関する法律」が制定された。まずこの法律による規制対象となるドローンを「行政が800gを上回らない範囲で定める重量を超過するもの」とした上で、ドローンのオンライン登録、操縦者の技術及び法規に関する講習の受講を義務付けた。講習の内容とその習得度の評価方法も今後行政が定める。ドローン製造者や販売者は性能及び関連法規を記述した文書を添付する義務を負う。ドローンには、発光する、及び電子的な識別信号の発信装置、さらに制御を失った際に音声を発する装置を装備しなければならない。これらの装備の義務化は2018年7月から適用される。飛行禁止区域において過失によりドローンを飛行させた者は、6か月の拘禁刑及び15,000ユーロ(1ユーロは約114円)の罰金に処される。(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/10/24/DEVX1614320L/jo/texte>

【フランス】報道の自由、独立及び多様性の保障

2016年11月14日、フランスにおいて「メディアの自由、独立及び多様性に関する法律」が制定された。制定の背景には、近年のフランスにおけるメディア企業の大規模な統合とそれに伴う経営スタンスの変化や報道の多様性の低下に対するジャーナリストの危惧がある。法律は、①報道に対する圧力、情報源の開示、報道の意にそぐわぬ改変を拒否できるジャーナリストの立場の再確認と強化、②報道の真正性、独立性及び多様性に関する独立委員会の各メディア企業内への設置義務、③メディア企業に対する一定以上の資本構成や経営陣の変更の公開義務等を内容としている。さらに、議会での審議過程において、情報源秘匿の権利をジャーナリストのみならず編集者、協力者等に拡大し、秘匿の例外を具体的に限定した条項が追加されたが、憲法院により、表現や報道の自由と、様々な憲法上の要請(プライバシーの尊重、通信の秘密、国家の根幹的利益の保護、犯罪捜査等)との均衡を法が保障しておらず違憲であるとされ、削除された。(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/11/14/MCCX1603797L/jo/texte>

【ドイツ】民事訴訟法における鑑定人に関する規定の改正

民事事件において、裁判所は、必要に応じて、医師や心理学者等の専門家に鑑定を依頼している。近年、医療事件や親権をめぐる家事事件等において、裁判所が選任する鑑定人の独立性や中立性が疑問視される事例が増えている。裁判所による鑑定人の選任が必ずしも適切に行われていない状況を背景に、今般、民事訴訟法が改正された(BGBI. I S. 2222, 2016年10月15日施行)。その概要は、次のとおりである。①当事者の権利強化として、裁判所による鑑定人の任命前に、当事者は、希望する鑑定人について聴取を受けることが可能となった(第404条)。②鑑定人の中立性を保障するために、任命された鑑定人は、自らの中立性について不信感を与える事由があるか否かを検証し、そのような事由がある場合に、これを遅滞なく裁判所に伝達することを義務付けられた(第407a条)。③書面鑑定の場合には、裁判所は、手続の迅速化のために、鑑定書の提出期限を定めることを義務付けられた(第411条)。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/6985, 9092.

【ドイツ】連邦情報局法の改正

連邦情報局（BND）は、対外情報機関である。従来、BND は、連邦情報局法（BND 法）第 1 条第 2 項（「BND は、ドイツの外交及び安全保障上重要な外国情報を収集する」）を実質上の根拠とした運用により、ドイツ国内において、国外の外国人の通信情報を収集していた。この活動を法律上明確に根拠付けるために、連邦情報局法が改正された（BGBl. I S. 3346, 2016 年 12 月 31 日施行）。改正により、BND は、ドイツの治安又は安全保障に対する危険への適時の対処に必要な場合には、国内において国外の外国人の通信情報を収集することが可能となった。この活動には、連邦首相府の命令を必要とする。ただし、経済情報の収集は禁じられる（第 6 条）。通常、BND の通信情報の収集は連邦議会の「通信の秘密委員会」の統制を受けるが、国外の外国人の通信情報収集の統制については独立委員会が設置されることになった。独立委員会は、連邦通常裁判所（最高裁判所に相当）の 2 人の裁判官及び 1 人の連邦検察官で構成される（第 16 条）。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/9041.

【ドイツ】電気自動車の普及促進

ドイツは、二酸化炭素排出量を削減するための措置として、電気自動車の割合を増やすことを目標としている。2016 年当初時点で、約 25,000 台の電気自動車が登録されている。電気自動車の普及をより促進するために、自動車税法が改正された（BGBl. I S. 2498, 2016 年 11 月 17 日施行）。改正により、電気自動車について、自動車税が免除される期間が、5 年から 10 年に延長された。また、電気自動車の販売促進のための時限的な指針が制定され（BAnz AT 1. 7.2016 B1, 2016 年 7 月 2 日施行、2019 年 6 月 30 日失効）、電気自動車の購入に対する助成金が導入された。電気自動車については 4,000 ユーロ（1 ユーロは 114 円）、プラグインハイブリッド車（電気＋ガソリン）については 3,000 ユーロである。助成金は、連邦と自動車製造業者が半額ずつ負担する。助成金の支払いは、連邦が総額 6 億ユーロ負担したときに終了する。その他、電気自動車の充電所 15,000 か所を新設するために、2017～2020 年に 3 億ユーロの予算措置が計画されている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）
・ BT-Drucksache 18/8828, 9688.

【ロシア】ドーピングに刑事罰を科す法改正

2016 年 11 月 22 日連邦法第 392 号「ロシア連邦刑法典及びロシア連邦刑事訴訟法典の改正について（反ドーピング規則の違反に対する責任の強化）」が施行された。これにより、スポーツ選手のトレーナー、スポーツ医学専門家その他の体育及びスポーツ分野の専門家がスポーツ選手に対して使用が禁じられている物質又は手段の使用を勧誘した場合、罰金、特定の職業への就労禁止又は 1 年未満の禁固刑等の刑事罰が科されることとなった。また、勧誘の対象が未成年者であった場合、複数人であった場合、強要を行った場合等については、罰則がさらに重くなり（最大で 2 年未満の禁固刑）、スポーツ選手の死亡や身体障害に繋がった場合には最大で 3 年未満の禁固刑が科される。上記の専門家が介在せずに使用が禁じられている物質又は手段を使用した場合（スポーツ選手が自発的にドーピング行為を行った場合等）についても、当該物質又は手段を使用した者に対して罰金、特定の職業への就労禁止又は禁固刑等が科される。（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://www.garant.ru/hotlaw/federal/1015086/>

【ロシア】スポーツ組織の地位を規定する法律

2016年11月22日連邦法第396号「連邦法「ロシア連邦における体育及びスポーツについて」の高等技能スポーツ及び職業スポーツ団体に関する箇所の改正について」が施行された。同法はスポーツ組織の地位に関して明確な法的根拠を整備し、その権限及び義務を規定することを目的としたものである。今回の改正により、これまで明確でなかった職業スポーツ、職業スポーツ・リーグ、職業スポーツ競技、職業スポーツ・クラブなどの定義が明確化された。このうち、職業スポーツ・リーグはロシア連邦法に従って設置されるスポーツ競技の運営組織であり、競技ごとに設置されているスポーツ組織（全ロシア・スポーツ連盟）と共同で全国大会を開催する権限を有すると規定された。また、スポーツに関する紛争を解決するためのスポーツ仲裁裁判所を設置することや、ドーピング等の規則違反を行った選手に対する制裁措置（競技からの追放等）についても規定された。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/news/53303>

【韓国】国民安全教育振興基本法

大型フェリー「セウォル号」沈没事故（2014年4月）以降、安全教育に対する社会的な関心が高まったことを背景として、2016年5月29日、「国民安全教育振興基本法」が公布された（2017年5月30日施行）。同法において、安全教育は「国民が安全の重要性を認識し、各種災害及び事故発生時に効果的に対処することができるよう、安全に関する知識又は技能を習得させるための教育」と定義され、①国民安全処（同事故を契機に新設された災害対策等の所管官庁）長官が5年ごとに「安全教育基本計画」を策定し実施すること、②同基本計画に基づき、関係中央行政機関及び地方公共団体の長が「年度別安全教育実施計画」を策定し実施すること、③学校、社会福祉施設その他多くの者が利用する施設（映画館、公共交通機関等）の管理責任者が、教育対象者（児童、生徒等）又は施設利用者に対し安全教育を実施すること、④国及び地方公共団体が、安全教育専門家の養成のための施策を策定し実施すること等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_T1D6E0X5O1H1R1U8Q3P5X1Z1S8T1K7

【韓国】心疾患及び脳血管疾患の予防及び管理に関する法律

統計庁の『2014年死亡原因統計』によると、韓国人の死因の1位は悪性新生物（がん）（28.6%）、2位は心疾患（9.9%）、3位は脳血管疾患（9.1%）である。1983年の同統計開始以来連続して死因1位のがんについては、2003年5月にがんの予防、治療、研究等に係る「がん管理法」が制定されたが、心疾患及び脳血管疾患についても、2016年5月29日、「心疾患及び脳血管疾患の予防及び管理に関する法律」が制定された。同法においては、①保健福祉部（部は省に相当）長官（以下「長官」）が5年ごとに心疾患及び脳血管疾患管理総合計画を策定すること、②長官が心疾患及び脳血管疾患に係る研究開発事業及び調査・統計事業を実施できること、③長官及び地方公共団体の長が、心疾患及び脳血管疾患の予防事業（関連情報の収集・提供、広報、相談等）を実施できること、④長官が一定の要件を備えた総合病院を「心疾患及び脳血管疾患センター」（治療、リハビリ、調査・研究、情報提供、教育等を実施）に指定できること等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W1Z5N0L2C1S0Q1T6Q2T5X4V9H7I4R4

【韓国】精神保健法の全面改正

2016年5月29日、精神保健法が全面改正され、法律の題名も「精神健康増進及び精神疾患患者福祉サービス支援に関する法律」に変更された（2017年5月30日施行）。従前の精神保健法は、精神疾患患者の入院治療等に関する規定に重点が置かれていたが、新法への全面改正により、国民全体のメンタルヘルス対策や精神疾患患者の人権保護の側面にも重点を置く内容に改められた。メンタルヘルス対策については、「第2章 精神健康増進政策の推進等」が新設され、①保健福祉部（部は省に相当）長官による5年ごとの基本計画の策定、②同長官による5年ごとの精神疾患関連実態調査の実施、③学校、職場等におけるメンタルヘルス対策事業の実施等が規定された。また、人権保護については、①非自発的入院要件の厳格化（入院治療の必要性、本人又は他人に危害を与えるおそれのいずれか必要から両方必要へ）、②非自発的入院における最初の退院審査までの期間の短縮（6か月から3か月へ）等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_P1K6K0I4S2R9N1L4W1F5R2O8V9M9O8

【中国】香港立法会の議員資格に関する基本法解釈

香港特別行政区基本法（以下「基本法」）第104条は、行政長官、立法会（議会）議員を始めとする香港の主な公職者は、就任に際して基本法を守り香港特別行政区に忠誠を尽くすことを法に基づいて宣誓しなければならないと定めている。2016年10月12日、前月の立法会選挙で当選した香港独立を主張する議員2名の行った就任時宣誓が、不適切なものであったとして無効となった。この問題について、2016年11月7日、憲法第67条第4項及び基本法第158条第1項の規定により基本法の解釈権を有する全国人民代表大会常務委員会が、「基本法第104条に関する解釈」を採択した。①基本法第104条の「基本法を守り香港特別行政区に忠誠を尽くす」はこの条で定める宣誓に必ず含まなければならない内容であり、対象となる公職者の立候補又は就任に際しての法定要求事項である、②法に定める形式及び内容に従った宣誓を行わなかった場合や宣誓を拒否した場合は当該の公職に就く資格を失う、等がその要点である。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001528.htm

【中国】サイバーセキュリティ法の制定

2015年末現在、中国のインターネット利用者数は約6.9億人（総人口比50.3%）に達し、インターネットは中国社会に広く浸透している。2016年11月7日、第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において、インターネットの安全を保障し、国の安全及び公共の利益を守り、個人や組織の権利利益を保護することなどを目的とするサイバーセキュリティ法（全79か条）が可決、成立し、同日公布された（2017年6月1日施行）。同法は、国家安全法（2015年7月1日施行）第25条に定めるインターネットの安全に関する原則的な規定を踏まえたものであり、①サイバー空間の主権の確立、②インターネット経由の商品・サービス提供者やサイト運営者に課される義務、③個人情報保護の強化、④公共情報通信サービス、エネルギー、交通、金融等の基幹情報インフラに係る安全保護制度の構築、⑤インターネットを利用した詐欺行為の禁止、⑥インターネット利用者の実名登録の義務化等について定めている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm

【中国】海洋環境保護法の改正

中国の管轄海域における海洋環境と海洋資源の保護、汚染の防止等を目的とする海洋環境保護法は、1982年8月23日に全48か条として制定された後、1999年12月25日に全面的に改正されて全98か条となり、保護対策の強化、汚染規制の厳格化等に関するより具体的な規定が整備された。2016年11月7日、第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で可決され、同日公布・施行された今回の改正の内容は全19項目にわたり、海洋環境の保護・改善の一層の推進に向けて、実効性を確保するためのより踏み込んだ規定が盛り込まれた。①国の定める海域別機能区分に基づく生態環境保護と科学的・合理的な海域利用の徹底、②生態保護境界線の画定とそれによる保護区域の厳格な管理、③海洋環境及び汚染物質排出に関する情報の公開義務、④海洋環境保護の目標が達成されていない海域における新規の建設プロジェクト認可手続の実施延期、⑤海洋生態保護に係る補償制度の整備等のほか、罰則も強化されている。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001574.htm

【中国】民営教育促進法の改正

中国では、教育立国推進の一環として教育事業への民間活力導入を促すため、2002年12月28日に民営教育促進法(全68か条)が制定された。同法制定後、民営教育の進展は著しく、2015年現在、国内の民営学校数は16.3万校(全体の31.8%)、在校生数は4570万人(同17.6%)に上っている。民営学校数の教育課程ごとの内訳は、就学前教育が90%を占め、義務教育が6.6%、後期中等教育が3.0%、高等教育が0.4%であるが、いずれも国民の多様な教育ニーズを満たす上で欠かせない存在となっている。2016年11月7日、第12期全国人民代表大会常務委員会第24回会議において行われた同法の改正では、民営教育を更に多角的に発展させるため、学校運営の収益を会社法等の関係規定により処理できる営利型民営学校の設置について、初めて明文規定が設けられた。義務教育段階は非営利型に限られるが、それ以外は学校設置者が営利型・非営利型のどちらかを選択することができ、管理監督も両者を区別して行うことになる。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001583.htm

【オーストラリア】連邦議会議事堂におけるセキュリティ対策強化

1988年に竣工されたオーストラリア連邦議会議事堂は、「国会議員の上を国民が歩くことができる」という象徴的な意味を込めて、議事堂の上が傾斜した芝地になっており、これまで一般に公開されてきた。しかし、現在、テロの脅威の増大を理由に、早急なセキュリティ対策の強化が議論されている。具体的な強化策として、現在公開されている区域にゲートを設置すること、両院の周囲にフェンス等を設置し、その内側を銃を携行した警察官が巡回することが検討されている。ただし、過去の未実施に終わったセキュリティ対策が当該芝地への完全な出入禁止を検討したのに対して、今回は、斜面の低い部分の限られた区域のみを開放する一方、議事堂の真上への出入りの制限が検討されている。なお、近年のセキュリティ対策としては、大臣用出入口に2.6メートルのフェンス、防弾加工の窓等が設置されている。また、議事堂の設計者は、こうしたセキュリティ対策の強化が「攻撃的」であり、建築の民主的性格を変容させると警告していた。

(海外立法情報課・芦田 淳)
・ *The Sydney Morning Herald*, November 29, 2016, p.5.

【オーストラリア】ワーキング・ホリデー・ビザ所有者に係る所得税率の見直し

2016年12月2日、ワーキング・ホリデー・ビザ所有者に係る所得税について、3万7千豪ドル（約293万円）までは15%の課税を行い、それを超える所得には段階的に32.5%から45%までの課税を行う法律が制定された（2016年法律第92号）。施行は、2017年1月1日である。今回の見直しは、ワーキング・ホリデーを行う者が農業や観光業における季節労働者として重要な役割を果たしていることを踏まえ、その目的地としてのオーストラリアの魅力を高めるとともに、当該ビザ所有者に対して適正な税率を導入するものと位置付けられており、本年度から2019-20年度にかけて4億2千万豪ドル（約333億円）の税収減が予想されている。なお、従来は、当該ビザ所有者が一定の居住要件を満たしていれば、1万8200豪ドル（約144万円）までの所得は非課税とされたものの、当該要件を満たしていない場合、32.5%から45%の税率が段階的に課されていた。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5790%22>

【オーストラリア】建築及び建設委員会再設置法の成立

2016年12月1日、建設部門における労働関係の監督を目的とする「オーストラリア建築及び建設委員会（Australian Building and Construction Commission）」を再設置する法律（本誌269-2号（2016年11月）pp.20-21参照）が制定された（2016年第87号）。その背景には、建設部門の労働組合における違法行為が指摘されていたことがある。同法は、規制の適用範囲の拡大、違法な抗議活動の定義、違反に対する過料の創設（個人は3万6千豪ドル（約285万円）、団体は18万豪ドル（約1426万円））等の内容を含むものである。同委員会は、2005年に保守連合政権により設置されたが、労働党政権期の2012年に一旦廃止され、それ以降は、より権限の制約された監督機関が設置されていた。再設置法案を提出した保守連合政権の与党の議席は、上院で過半数に満たないが、中道の「ゼノフォン・チーム」等の小政党の支持を得て成立に至ったものである。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillhome%2Fr5692%22>

【カンボジア】ビニール袋規制の強化

ビニール袋の製造と使用を規制する政令が、2016年内にも発布される見込みとなっている。この政令は、小型のビニール袋（幅25cm以下、厚さ0.3mm以下）の製造及び輸入を禁止する。また、その他の規格のビニール袋をレジ袋として利用する際には、1枚当たり500リエル（約14円）で購入する形をとる。カンボジアではビニール袋の大量消費が問題となっており、1日の消費量はプノンペンだけで1000万枚に及ぶとの推計もある。環境省などは2014年よりEUの支援を受けてこの問題に取り組んでおり、プノンペン、シェムリアップ、シハヌークビルの3大都市での使用量を2019年までに半減させることを目指してきた。2016年初頭には同内容の法令が、環境省、内務省、財務省、観光省の4省の省令として発布されたが、小売業者の中では消費者離れへの懸念から料金徴収をためらう傾向も見られた。内閣が採択する政令として発布することで、その法的な効力を強化する狙いがある。（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <https://www.cambodiadaily.com/news/extra-charge-grocery-bags-nears-law-finalized-119425/>

【シンガポール】オンライン賭博の営業を認可

2016年9月、国内企業2社によるインターネット上でのギャンブルの営業が、内務大臣により認可された。遠隔ギャンブル法（2015年制定）は、インターネット等の通信手段によるギャンブルの営業を禁止するが、内務大臣が公共の利益に資すると判断した場合には例外的に認可するとしている。この規定に基づき実際に認可が下りたのは今回が初めてである。ただし、業者には次の条件が課される。21歳以上にのみアカウントを発行して利用の際に身元と年齢を認証すること、利用者に一日当たりの利用限度額を設定させること、クレジット決済の禁止、宣伝活動の禁止である。また、カジノ規制法（2006年制定）に従いギャンブル依存症患者のサービスの利用を制限し、賭博問題対策国家評議会の監督を受けなくてはならない。規則に違反した場合、最大で100万シンガポールドル（約7500万円）の罰金が科され、営業許可は失効する。今回認可されたのはサッカーくじ、競馬、宝くじなどであり、オンラインカジノはまだ認可されていない。（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.straitstimes.com/singapore/online-betting-to-be-allowed-in-next-two-months-via-singapore-pools-singapore-turf-club>